

固定資産税のお知らせ

異動申告は2月1日(月)までに！

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。

令和2年中に次のような異動があった場合は、必ず申告してください。

●土地・家屋

- 土地の利用状況の変更
- 家屋の新增築、取り壊し
- 家屋の用途変更
- 未登記家屋の所有者の変更

●償却資産

償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方、新規でお店を開業した方等に12月上旬に令和3年度申告書を送付します。令和3年1月1日現在の資産の所有状況を申告してください。なお、資産の異動がない場合も申告が必要です。

異動申告期限

2021年2月1日(月)

《問合せ》税務課☎21-9046

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 令和3年度分の固定資産税の軽減制度

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度分限り、固定資産税の負担を軽減します。

▼対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の事業収入が、前年同期間比で30%以上減少している中小事業者等

▽個人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

▽法人

資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人および資本または出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社を除く)

▼対象資産 事業用家屋および償却資産

▼特例内容

対象資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1、またはゼロとします。令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3カ月の事業収入が、前年同期間と比べて

▽30%以上50%未満減少している方

2分の1(2分の1軽減)

▽50%以上減少している方

ゼロ(全額軽減)

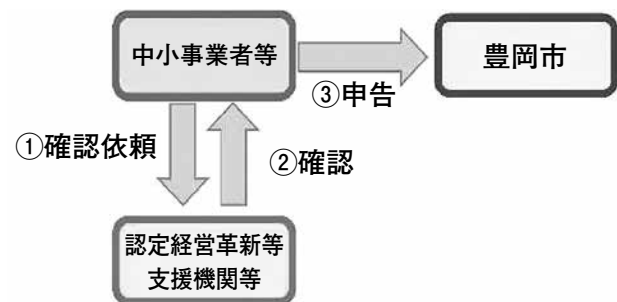
▼受付期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

▼提出方法

税務課または各地域振興局市民福祉課に提出
〔郵送・eLTAX(地方税ポータルシステム)可〕

▼手続きの流れ



①認定経営革新等支援機関等(税理士・商工会議所・商工会・金融機関等)で事業収入の減少等についての確認を依頼する。

②特例申告書に認定経営革新等支援機関等の確認印等を受ける。

③特例申告書に認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式の写しを添付して、税務課へ申告する。

※手続きの詳細については、市ホームページを確認してください。

▼申告書

償却資産の申告がある方については、12月上旬に送付する「令和3年度償却資産申告書」に、特例申告書を同封します。

※特例申告書の様式は市ホームページからもダウンロード可能



市ホームページ内のページ番号

1011831 検索

《問合せ》税務課☎21-9046

※掲載している情報は編集時点(11月13日)のものです。変更になっている場合がありますので、注意してください。

税務署からのお知らせ

e-Tax(電子申告)で確定申告しませんか?

令和2年分の所得税の確定申告から、65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。

書面で提出する方の適用金額は55万円までとなります(電子帳簿保存の承認を受けている方を除く)。

e-Taxでの送信方法

パソコン、スマートフォンから国税庁のホームページの案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

詳しくは、右の二次元バーコードから国税庁のホームページをご覧ください。



●マイナンバーカード方式

ICカードリーダーライター、またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば可能です。

●ID・パスワード方式

IDとパスワードの発行を希望する方は、運転免許証などの本人確認書類を税務署に持参してください。

法人・個人事業主の方へ

従業員等で「ID・パスワード方式を利用したいが、平日に税務署に行けない方」が複数名いる場合には、職員が訪問することも可能です。

希望する場合は税務署まで問い合わせてください。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

- 飲酒運転を根絶**
- 家庭、職場、地域等で飲酒運転を許さない環境をつくり、飲酒運転追放「三不運動」を実践しましょう。
 - ①酒を飲んだら車を運転しない
 - ②運転する時は酒を飲まない
 - ③運転する人には酒を飲ませない



12月1日から10日までの10日間「年末の交通事故防止運動」が実施されます。

年末は買い物や帰省などで道路が混雑することが予想され、交通事故の危険性が高まりますので注意が必要です。

忘年会などでお酒を飲む機会が増えますが、飲酒運転は絶対にしてはいけません。

12月1日(火)〜10日(木) 年末の交通事故防止運動

夕暮れ時に気をつけて

- 車両は、夕暮れ時に早めのライトの点灯を心掛けましょう。
- 歩行者は、夕暮れや夜間に外出するときは、明るい服装と反射材を着用しましょう。

自転車も交通規則を順守

- 子供は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 車道の左側を通行しましょう。傘差し運転や、スマートフォン。傘差し運転や、スマートフォン。

運転免許証の自主返納を 考えてみませんか?

高齢運転者による重大事故が多発しています。

「高齢運転者による運転免許の自主返納」の促進は高齢者の交通事故の減少につながります。

運転に自信がなくなった方や、家族から「心配だ」と言われた方は、一度ご自分の運転を振り返ってみてください。

運転免許証を自主返納すると

運転免許証を自主返納した方は「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

65歳以上の方は「運転経歴証明書」を提示することで、路線バス料金半額や温泉施設の入浴料金割引など、さまざまな特典を受けることができます。

- トフォン等を使いながらの運転はやめましょう。
- 自転車保険の加入が義務付けられています。万一に備え加入しましょう。
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。
- 《問合せ》生活環境課 ☎21-9122